

—平和で静かな空を—
厚木原告団ニュース

2023年5月26日 第32号
第五次厚木基地爆音訴訟団
〒242-0028 大和市桜森3-5-3-1F
☎046-200-5332 Fax046-261-5615
ホームページ <http://bakuon.org/>

現地進行協議で戦闘機の爆音体験

5月11日(木)第五次訴訟弁護団が裁判所に要望していた現地進行協議が実現しました。前回の現地進行協議では戦闘機の爆音を聞くことができなかったため、今回は大型音響装置を用意し、戦闘機の飛行がなかった場合でも、再生音を裁判長に体験してもらおうと企画したものです。

現地進行協議は12時から始まり、厚木基地南側のゆとりの森、大和市上草柳の緑の広場、北側のふれあいの森・草柳広場の3か所で行いました。

飛行していたのは主に自衛隊機のP-1哨戒機やSH60Lヘリコプター等で、何度も旋回する様子を確認しました。連日飛行していた米海兵隊のF/A18戦闘攻撃機ホーネット4機がこの日も訓練飛行に往復しま



着陸する海兵隊機

したが、裁判官の同行時は上空を2機で通過したので、爆音は少なめでした。戦闘機の飛行がない場合も考え、業者の大型音響装置による爆音再現も用意してあり、これを利用し、緑の広場で裁判官に体験してもらいました。

この日、原告団は上記3か所の広場で11時から16時半まで監視と飛行記録を自主的に行いました。騒音発生回数は草柳広場で55回、みどりの広場で35回、ゆとりの



現地協議団の上を飛ぶP-1哨戒機

森で65回を記録しました。回数の違いはヘリコプターの周回コースの記録地点によるものです。最高音はゆとりの森での112dBでした。これは聴覚機能に異常をもたらす音量で、自動車のクラクションの音を2m以内で聞くようなものです。

また、大和市上草柳の原告宅では業者による室内外の測定も行いました。

途中から雨が強く降り出し、少し早めに終了しました。

静かな空を取り戻したいと始めた裁判ですが、過去4回の訴訟で爆音は違法だと判決されています。第5次の訴訟では飛行差し止めを求める住民の声が判決に反映されることを強く願うものです。

春祭りの陰で

4月22日の土曜日、厚木基地で「日米親善春祭り 2023」が開かれ、基地が開放され多くの人でにぎわいました。日米親善は結構なことですが、厚木基地は軍用空港であり、爆音被害を私たちは訴えている。そのことも来場者は気づいてほしいと思います。

展示戦闘機が9機

この基地開放に合わせ、前日の21日から会場での展示のため艦載機が続々飛来しました。ジェット戦闘機も9機飛来しました。その騒音はやはり大きなものでした。その他にC-2A連絡機やE-2D電子偵察機も岩国基地から飛来し、陸上自衛隊のヘリコプターまで飛来しました。米軍も住民の申し入れに対し、基地騒音に配慮するようになったのか、学校の卒業式、入学式などの時間帯では飛行自粛をしているようです。

たのか、学校の卒業式、入学式などの時間帯では飛行自粛をしているようです。

展示飛行はしない
2002年5月に展示飛行をしないよう要請を受けた米軍司令官が厚木基地では今後展示飛行は行わないと宣言しており、その後展示飛行はなくなりましたが、昨年関係者のみの基地開放ではオスプレイが離着陸を繰り返し替えました。

厚木基地開放で 艦載機多数飛来

海兵隊機、連日の飛行に抗議

5月連休前から飛来 土日・休日も飛行

連休前の4月28日から再び戦闘機の飛来が始まりました。今回は海軍機ではなく、海兵隊機が飛来してきました。特に5日からは連日の飛来もしくは基地に滞在しての飛行訓練で、爆音をまき散らしています。4機で飛来し、11日の現地進行協議の日も飛行を繰り返しました。特に13日には早朝5時台の飛行がありました。このため平和運動センターや厚木爆同と共に5月17日に米軍基地と防衛省座間事務所に抗議の申し入れを行いました。

= 申し入れ趣旨 =

1963年に日米合同委員会で合意された騒音規制措置では、22:00～翌6:00までの飛行は禁止されています。さらに、日曜日の飛行訓練は最小限にするという項目もあります。爆音をやむをえないと感じている住民は一人もいません。以下申し入れします。

- 1.厚木基地を拠点とした戦闘攻撃機の訓練を行わないこと。
- 2.厚木基地配備の部隊も含めて、米海軍、米海兵隊に騒音防止協定、飛行訓練についての日米合意を徹底させること。
- 3.空母艦載機の訓練はすべて硫黄島基地で行い、代替基地を設定しないこと。



岩国の海兵隊機

署名活動・傍聴行動・街頭宣伝活動など総括

第五次訴訟原告団の第6回定期総会が3月26日(日)、大和市桜丘生涯学習センターで午後2時から開かれました。新型コロナの感染防止のため、この3年間リアル開催ができず、書面審査が続いていましたが、コロナの感染も減少し、会場も確保できたため、今年は多くの原告代議員を集めて開催することができました。



総会ではこの1年間の活動を振り返り、活発な意見交換がなされ、活動方針も全員の承認を得て新たな活動の一步を踏み出しました。

2022年度の活動報告では、騒音はなくなっていない、大きなジェット戦闘機の爆音は岩国移駐で確かに減ったが、騒音回数に大きな変化はなく、また、田村明弘横浜国

大名誉教授による「軍用機騒音評価の新たな基準」では今までの評価は15dBも低いもので、新たな基準を採用すべき。国が行っている厚木基地周辺の騒音区域指定の見直しに対し、区域指定反対署名で27,930筆も集約出来たことなどが報告されました。

また、原告団の活動を市民に知ってもらおうと、毎月1回行っている街頭宣伝活動に多くの原告が参加していること、毎回の口頭弁論で常に法廷を傍聴原告で満席にして来たこと等、活発な原告の活動を総括しました。

2023年度の活動方針もこれらの活動を継続発展させること、結審まであと数回の口頭弁論を残すまでに来ているが、裁判勝利まで気を緩めることなく闘い抜くことを誓って総会を終了しました。

総会挨拶

大波修二 原告団長

コロナ禍で4年ぶりの会場開催となりました。厚木基地では相変わらず騒音がなくなっていないし、日本は新たな戦前状態にあるといわれています。専守防衛から敵基地



攻撃へと体制を変えつつあります。

爆音を無くす闘い、反基地闘争は私たちにとって大切な闘いです。それぞれの立場で全力で闘いましょう。

支部活動、専門部活動、本部の様々な活動を順調にこなされ感謝いたします。結審の日も近づいています。これからも頑張りましょう。

福田護 弁護団長

加藤弘行 平和センター事務局長

岸田政権は安保 3 文書の改訂を閣議決定で行い、新たな戦前つくりの状況にあります。これに対し世論調査などでは岸田首相の方針を支持する意見が少なくないということに私たちは危機感を持っています。日本の防衛力をもっと強めることではなく、いま必要なのは外交によって信頼関係を築くことだと思います。街頭宣伝でも訴えています。こういった地道な努力を続けていくことが平和につながっていくと思います。引き続き今年度もデモや学習会などで平和に向けた取り組みを続けていきます。



厚木の主要な艦載機が岩国に移駐をしてから、物理的に騒音 dB は低下したかもしれないけれど、本当はそれに 15dB 加えなければいけないことが田村横浜国大名誉教授の証言で判明した。



いま指定をされている住宅防音工事の対象区域と同じくらいの地域が新たに騒音の規制対象にしなければいけないのだと。これが田村証言の基本的な骨格です。

早ければ年度内に地裁結審を迎えることになるので、また皆さん方にご協力をいただくことになるかと思っています。

弁護団も頑張ります。よろしく願います。

【関連ニュース】東京新聞 4 月 29 日号より

米空母交替

在日米海軍は 4 月 28 日、横須賀基地を母港とする原子力空母ロナルド・レーガンを 2024 年に同型艦のジョージ・ワシントンに交代すると発表した。(中略)

一方、同基地への原子力空母配備に反対している市民団体「原子力空母の横須賀母港問題を考える市民の会」共同代表の呉東正彦弁護士は「空母の交代は米海軍の原子力空母の横須賀母港の恒久化につながる」として撤回を求めるコメントを出した。「日本周辺での戦争の危険も無視できない

現在、原子力空母が攻撃を受けて原子炉から放射能が放出されたり、放射能を出したまま基地で修理される危険を招きかねない」と指摘した。

※原子力空母の交替は空母の海外展開の期間が 10 年以内と定めた米国防衛権限法による。レーガンは 2015 年 10 月に横須賀にジョージワシントンと交代に配備された。

10 年に 1 度といわれる核燃料棒の交換時期が迫っている。来年春をめどに横須賀を出港し、夏ごろ米国に帰還するとみられる。

お知らせ

- | | |
|-------------|----------------------------|
| ①市民宣伝行動 | 6 月 19 日(月) 相模大野駅北口 17 時より |
| ②第 21 回口頭弁論 | 6 月 26 日(月) 14 時開廷 |
| 横浜地裁 | 横浜公園裁判所側出口 13 時集合 |
| 報告集会 | グランベル横浜ビル 9F (横浜スタジアム東側) |